

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

今週のことば

ふるさと納税に係る最高裁判決

ふるさと納税の対象から大阪府泉佐野市を除外した総務省の決定を取り消す最高裁判決を受け、除外した同市と和歌山県高野町、佐賀県みやき町を遡って対象に指定。

今週のコよみ

ご自分の予定を確認して下さい

7/ 6(月) 友引
7(火) 先負 小暑、七夕
8(水) 仏滅
9(木) 大安
10(金) 赤口 源泉所得税(納期の特例も)・住民税特別徴収額の納期
11(土) 先勝
12(日) 友引

先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
6/29(月)	21,995 ▼517	107.19 ▼0.21
30(火)	22,288 △293	107.72 ▼0.53
7/ 1(水)	22,122 ▼166	107.56 △0.16
2(木)	22,146 △24	107.47 △0.09
3(金)	22,306 △160	107.48 ▼0.01

令和2年分の路線価等が公表

国税庁は、相続税や贈与税において土地等の評価額を算定する際の基準となる令和2年分の路線価(及び評価倍率)を公表しました。

◆路線価は5年連続で上昇

全国の標準宅地(約32万地点)における評価基準額の全国平均は前年比1.6%のプラスで5年連続の上昇となり、都道府県別では沖縄県が最も高い上昇率(10.5%)となっています。

路線価等は、その年の1月1日を評価時点として例年7月に公表されていますが、今回の令和2年分には新型コロナウイルスによる影響が反映されていないことから、国交省が例年9月頃に公表する都道府県地価調査(7月1日時点の地価)の状況等で、広範な地域に大幅な地価下落が確認された場合などには、路線価等を補正することが検討されています。

◆宅地の評価を減額する「小規模宅地等の特例」

相続税の基礎控除額は「3千万円+600万円×法定相続人数」となりますので、例えば法定相続人が3人(配偶者と子2人)の場合は4800万円になります。土地は相続財産で大きな割合を占めるため、路線価等で評価額を把握しておくことも大切です。

なお、被相続人(亡くなった方)の居住又は事業用に使われていた宅地等を相続により取得した場合、一定要件を満たせば相続税評価額を大幅に減額できる「小規模宅地等の特例」が適用できます。

居住用宅地については原則、被相続人の配偶者や被相続人と同居していた親族が取得した場合に、同特例の適用により330㎡まで80%減額できます(配偶者や同居親族がいない場合に限り、一定要件を満たす別居親族も適用可能)。

■この記事の詳細は、情報BOX201525

休業による標準報酬月額の特例改定

新型コロナウイルスの影響により休業したことで、本年4月~7月までの間に支払われた報酬が著しく低下した方について、社会保険料の標準報酬月額を通常の随時改定(4ヵ月目に改定)によらず、翌月から改定できる特例が設けられました。

この特例改定は原則、8月分保険料までが対象となり、9月以降は定時決定(算定基礎届)による標準報酬月額となります。ただし、7・8月に特例改定が行われた方は、定時決定が行われなかったため、休業回復後に随時改定の届出が必要です。

なお、特例改定の届出期限は来年2月1日までとなっており、遡って改定した場合は減額された保険料を被保険者へ返還する必要があります。

梅雨前線に伴う大雨に警戒を!

九州を中心とした記録的な大雨により、現在、熊本県及び鹿児島県の被災地域に災害救助法が適用されたことを踏まえ、被災中小企業対策として、災害復旧貸付やセーフティネット保証4号、小規模企業共済災害時貸付などが実施されます。

今後も全国的に大雨が続くおそれがあるため、土砂災害や河川の氾濫などにご注意ください。

★7月10日は、*納期の特例適用者源泉所得税(1月~6月分)の納付期限、*健康保険・厚生年金保険の算定基礎届の提出期限です。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

相続等の土地評価の基準となる路線価等と小規模宅地等の特例の概要

◆路線価及び評価倍率について

国税局(所)では毎年、全国の民有地について、土地等の評価額の基準となる路線価及び評価倍率を定めて公開しています。この路線価及び評価倍率は、毎年1月1日を評価時点として、地価公示価格、売買実例価額、不動産鑑定士等による鑑定評価額、精通者意見価格等を基として算定した価格の80%により評価しています。

相続や贈与により取得した土地の評価方法には、路線価方式と倍率方式があり、路線価方式は、路線価(道路に面する標準的な宅地の1㎡当たりの価額)が定められている地域の評価方法で、路線価をその土地の形状等に応じた奥行価格補正率などの各種補正率で補正した後に、その土地の面積を乗じて計算します。倍率方式は、路線価が定められていない地域の評価方法で、その土地の固定資産税評価額に一定の倍率を乗じて計算します。

※令和2年分の路線価等については、今後、国土交通省が発表する都道府県地価調査(7月1日時点の地価を例年9月頃に公表)の状況などにより、広範な地域で大幅な地価下落が確認された場合などには、申告の便宜を図る方法を幅広く検討する。

◎令和2年分の路線価等の状況

- ・全国の標準宅地(約32万地点)における評価基準額の対前年変動率は、全国平均で1.6%のプラスとなり、5年連続で上昇。
- ・都道府県別では21都道府県が上昇となり、上昇率が最も高かったのは沖縄県の10.5%。
- ・都道府県庁所在都市における最高路線価が上昇したのは38都市、横ばい8都市、下落1都市。
- ・最高路線価の価額が最も高かったのは、東京・中央区銀座5丁目「銀座中央通り」の4,592万円で、路線価の最高額を更新し、35年連続で全国一。

◆小規模宅地等の特例について

◎「特定居住用宅地等」に係る特例の概要

相続開始の直前において被相続人等の居住の用に供されていた宅地等を、被相続人の配偶者や、被相続人と同居していた親族が相続等により取得した場合は、「特定居住用宅地等」に該当し330㎡まで80%減額できます。

同居していない親族が被相続人の居住用宅地等を相続等により取得した場合は、被相続人の配偶者又は同居親族(相続人に限る)がいない、相続開始前3年以内に自己または自己の配偶者が所有する家屋に居住したことがない、相続開始前3年以内に3親等内の親族又は特別関係のある法人が所有する家屋に居住したことがない、相続開始時に居住の用に供していた家屋を過去に所有していたことがない等の要件を満たすことで特例を適用できます。

要件、は平成30年(2018年)4月1日以後の相続等により宅地等を取得した場合に適用されますが、経過措置により平成30年3月31日時点で改正前の要件を満たしている場合は、令和2年(2020年)3月31日までの相続等について特例の適用が可能です。

◎「特定事業用宅地等」に係る特例の概要

相続開始の直前において被相続人等の事業(貸付事業を除く)の用に供されていた宅地等を、その事業を引き継ぐなどの要件を満たす被相続人の親族が相続等により取得した場合は、「特定事業用宅地等」に該当し400㎡まで80%減額されます。

平成31年(2019年)4月1日以後の相続等により取得した宅地等は、相続開始前3年以内に事業の用に供された宅地等(当該宅地等の上で事業の用に供されている減価償却資産の価額が、当該宅地等の相続時の価額の15%以上である場合を除く)が、特定事業用宅地等の範囲から除外されますが、平成31年3月31日までに事業の用に供されている宅地等には適用されません。

◎「貸付事業用宅地等」に係る特例の概要

相続開始の直前において被相続人等の貸付事業(不動産貸付業、駐車場業、自転車駐車場業等)の用に供されていた宅地等を、その事業を引き継ぐなどの要件を満たす被相続人の親族が相続等により取得した場合は、「貸付事業用宅地等」に該当し200㎡まで50%減額されます。

平成30年4月1日以後の相続等により取得した宅地等は、相続開始前3年以内に貸付事業の用に供された宅地等(相続開始前3年を超えて事業的規模で貸付事業を行っている被相続人等が当該貸付事業の用に供している宅地等は除く)が、貸付事業用宅地等の範囲から除外されますが、平成30年3月31日までに貸付事業の用に供された宅地等には適用されません。